

# 独立行政法人等女性参画状況調査の結果について

令和3年11月10日  
内閣府男女共同参画局

## I 調査の目的

### 第5次男女共同参画基本計画－あらゆる分野における女性の参画拡大

「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定。以下「5次計画」という。）において、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指すとし、そのための通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるよう目指して取組を進めることとしている。5次計画では、独立行政法人、特殊法人及び認可法人（以下「独立行政法人等」という。）の管理職（常勤の部長相当職及び課長相当職をいう。以下同じ。）に占める女性の割合については、2025年度末までに18%、役員に占める女性の割合については20%とする成果目標が設定されている。また、科学技術・学術分野における女性の参画拡大のための施策の基本的方向として、意思決定を行う理事長・研究所所長等の経営層、管理職などの現場のトップや、研究現場を主導する上位職に女性研究者・技術者を積極的に登用することを政府として決定している。

### 独立行政法人等における女性の参画拡大への積極的取組

独立行政法人等における女性の参画拡大及び科学技術・学術分野における女性の参画拡大については、5次計画及び「女性活躍・男女共同参画の重点方針2021」（令和3年6月16日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定。以下「重点方針2021」という。）において具体的施策を政府として決定している。独立行政法人等は5次計画等に従い積極的に取り組むことが求められている。

### 現状の把握による政策の推進

上記の状況を踏まえ、独立行政法人等における今後の施策の推進に向けた基礎資料を得るため、女性の参画状況及び取組の実態について毎年度調査を行い、調査結果の公表・フィードバックにより、各独立行政法人等の積極的な取組を促す。なお、重点方針2021に基づき、研究開発法人の研究職員に係る集計を今年度初めて実施した。

## II 調査の対象

- ・独立行政法人（87 法人）
- ・特殊法人（33 法人）
- ・認可法人（16 法人）

計 136 法人

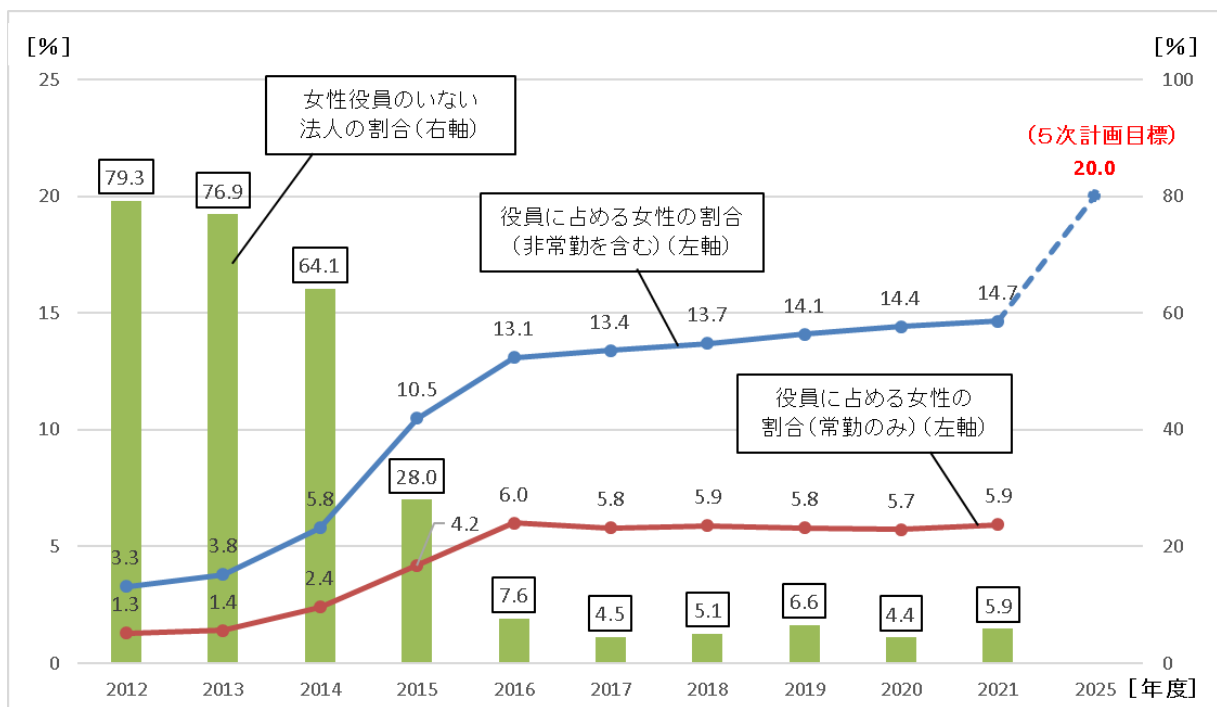
## III 調査結果

### 1. 役員に占める女性の割合（2021年4月1日現在）（図表1）

女性役員のない独立行政法人等は全 136 法人中 8 法人であり、その割合は 5.9%と対昨年度比で増加している（2020 年度 4.4%）。過去 6 年間は平均 6 %程度の水準で推移し、膠着状態にある。

また、全独立行政法人等の役員のうち女性は 184 人で、その割合は 14.7%（2020 年度 14.4%）と微増ながらも年々上昇傾向にある。一方、このうち女性の常勤の役員は 49 人で、全体の 5.9%（2020 年度 5.7%）であり、2016 年度以降横ばいとなっている。

図表1：役員に占める女性の割合の推移



（各年度4月1日時点での数値）

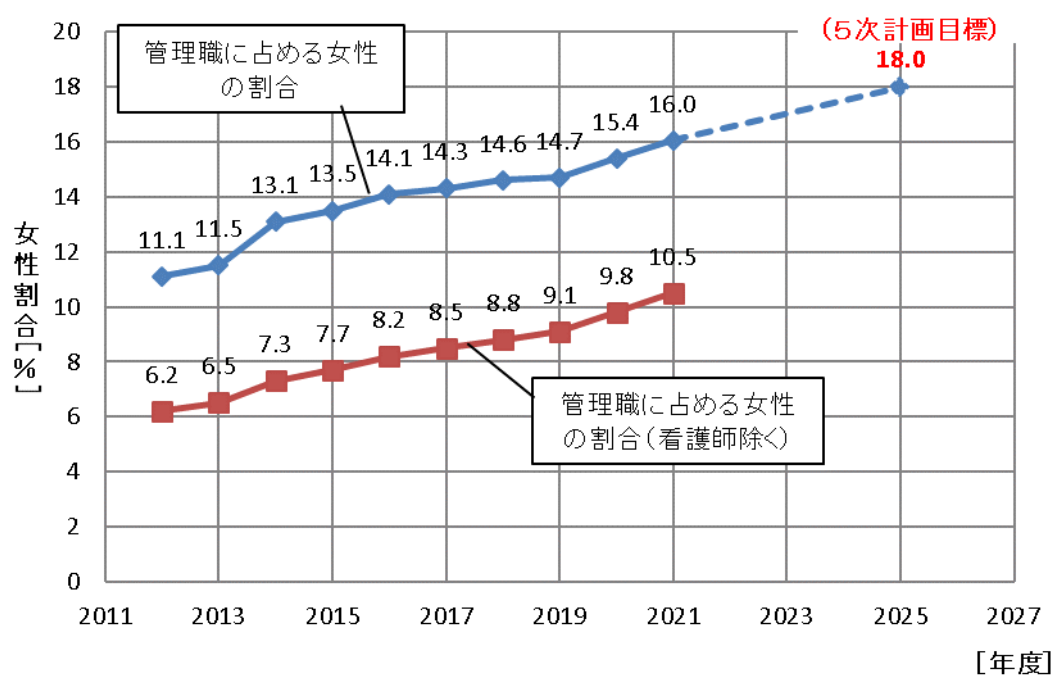
## 2. 管理職に占める女性の割合（2021年4月1日現在）

### (1) 全体（図表2、3、4、5）

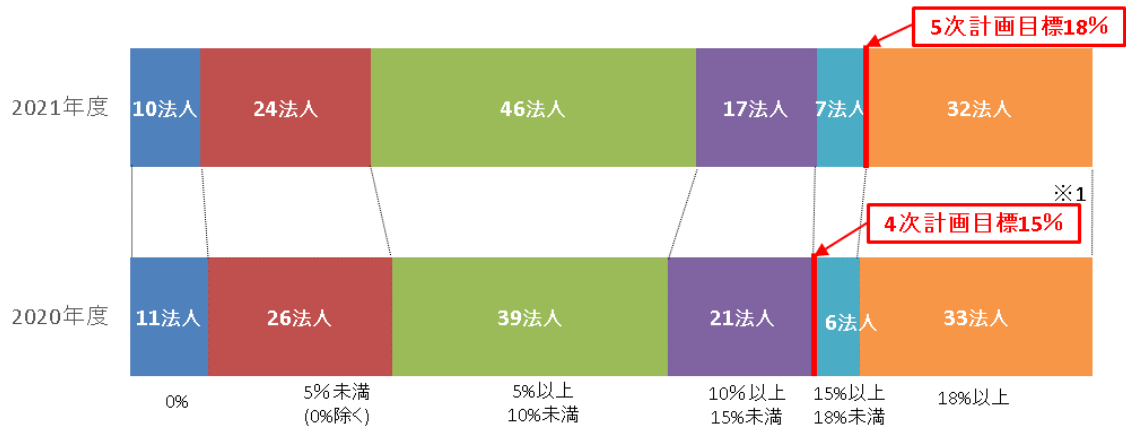
管理職に占める女性の割合は、16.0%（2020年度15.4%）となり、昨年度に続き増加している（図表2）。また、管理職に占める女性の割合は法人ごとに差があり、その割合が低い法人の数は減少傾向にはあるものの、女性管理職がない法人が10法人（7.4%）（2020年度11法人（8.1%））、女性管理職が0%超5%未満の法人が24法人（17.6%）（2020年度26法人（19.1%））存在する。2021年4月1日時点で、5次計画に定める成果目標（18%）を上回っている法人は32法人であり、全体の23.5%である（図表3）。

なお、全職員に対し女性職員が9割以上を占める看護師を除くと管理職に占める女性の割合は10.5%にとどまっている（図表2）。

図表2：管理職に占める女性の割合の推移



図表3：各法人における管理職に占める女性の割合の分布

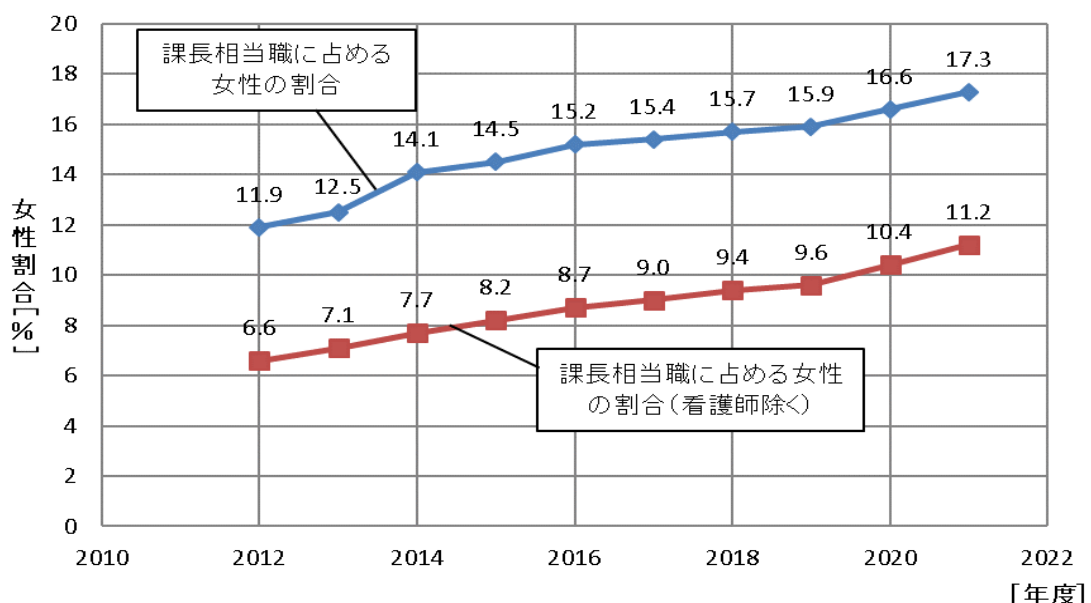


※1) 2020年度調査時点における独立行政法人等の管理職に占める女性の割合に係る成果目標は、第4次男女共同参画基本計画で定めた15%である。

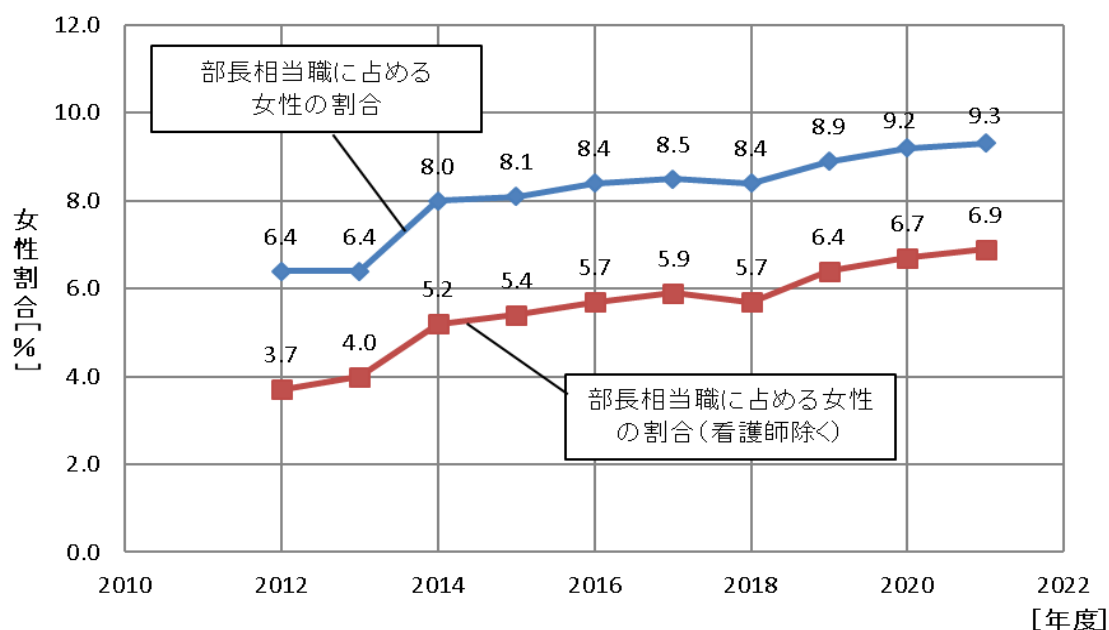
管理職のうち、課長相当職に占める女性の割合は17.3%（2020年度16.6%）、部長相当職に占める女性の割合は9.3%（2020年度9.2%）といずれも昨年度より増加している（図表4、5）。

なお、看護師を除くと課長相当職に占める女性の割合は11.2%（2020年度10.4%）、部長相当職に占める女性の割合は6.9%（2020年度6.7%）である（図表4、5）。

図表4：課長相当職に占める女性の割合の推移



図表 5：部長相当職に占める女性の割合の推移



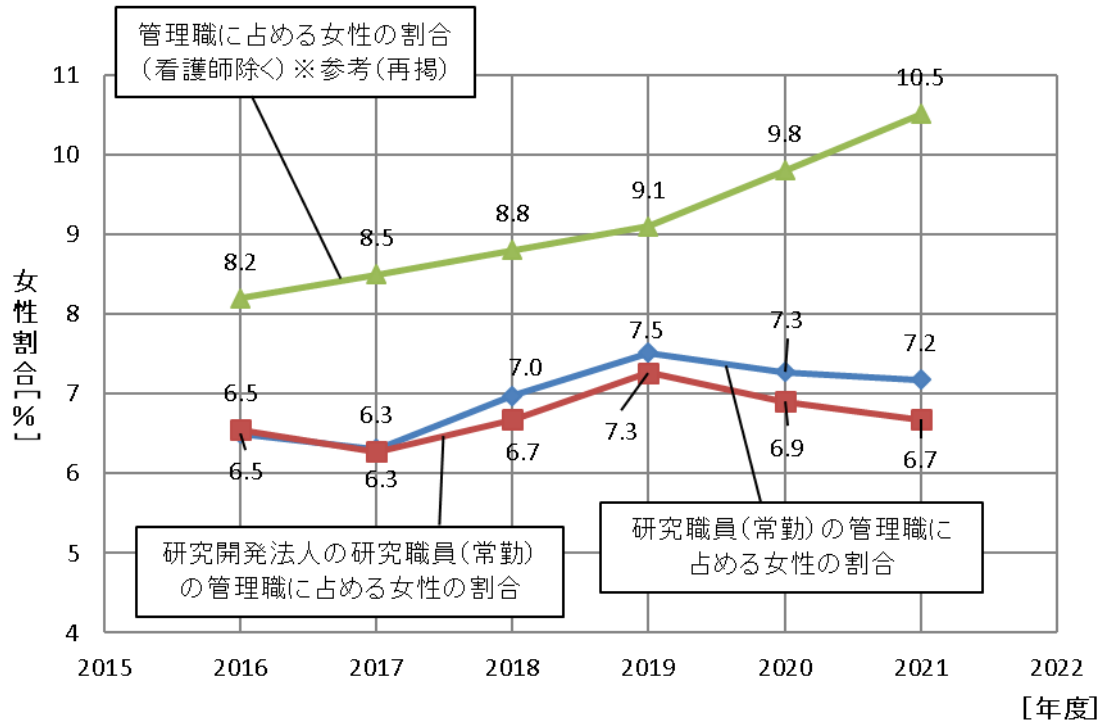
## (2) 研究職員 (図表 6)

5次計画では、大学や企業等において、意思決定を行う理事長・学長・研究所所長等の経営層、管理職や教授など現場のトップや、研究現場を主導する上位職に女性研究者・技術者を積極的に登用するとしている。また、重点方針 2021 において、大学や国の研究開発法人も含めた研究機関が、学長、副学長、理事や教授等の女性割合に係る目標と登用のための具体的取組を定めるよう、大学や研究機関に要請するとしている。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成 20 年法律第 63 号)に基づく研究開発法人(36 法人)における研究職員(常勤)の女性管理職がいる法人は 22 法人であり、その研究職員の管理職(常勤)に占める女性の割合は 6.7% (2020 年度 6.9%) である。独立行政法人等全体での常勤の管理職に占める女性の割合が上昇傾向にある一方で、研究開発法人における研究職員(常勤)の管理職に占める女性の割合は、2019 年度対比で 0.6 ポイント減少している。

なお、独立行政法人等全体では、研究職員(常勤)の女性管理職がいる法人は 26 法人であり、研究職員(常勤)の管理職に占める女性の割合は 7.2% (2020 年度 7.3%) である。

図表6 研究職員の管理職に占める女性の割合



### 3. 職員・採用者（新卒・常勤）に占める女性の割合（2021年度）

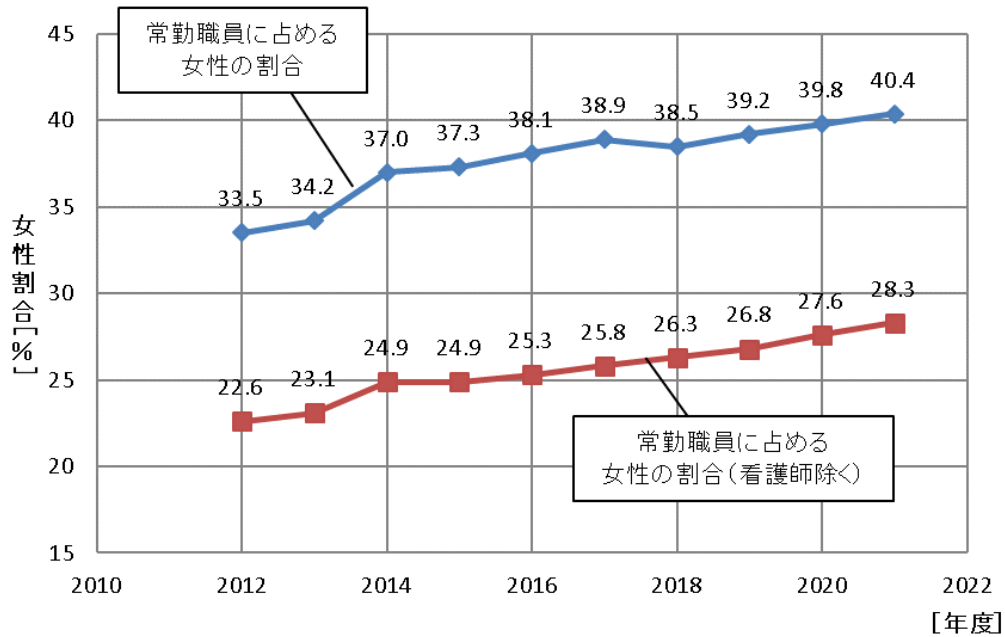
#### （1）全体

##### ① 常勤職員（図表7）

独立行政法人等において、常勤職員に占める女性の割合は 40.4%（2020 年度 39.8%）と 4 割を超え、昨年度より増加している。

なお、看護師を除くと常勤職員に占める女性の割合は 28.3%（2020 年度 27.6%）である。

図表7：常勤職員に占める女性の割合の推移



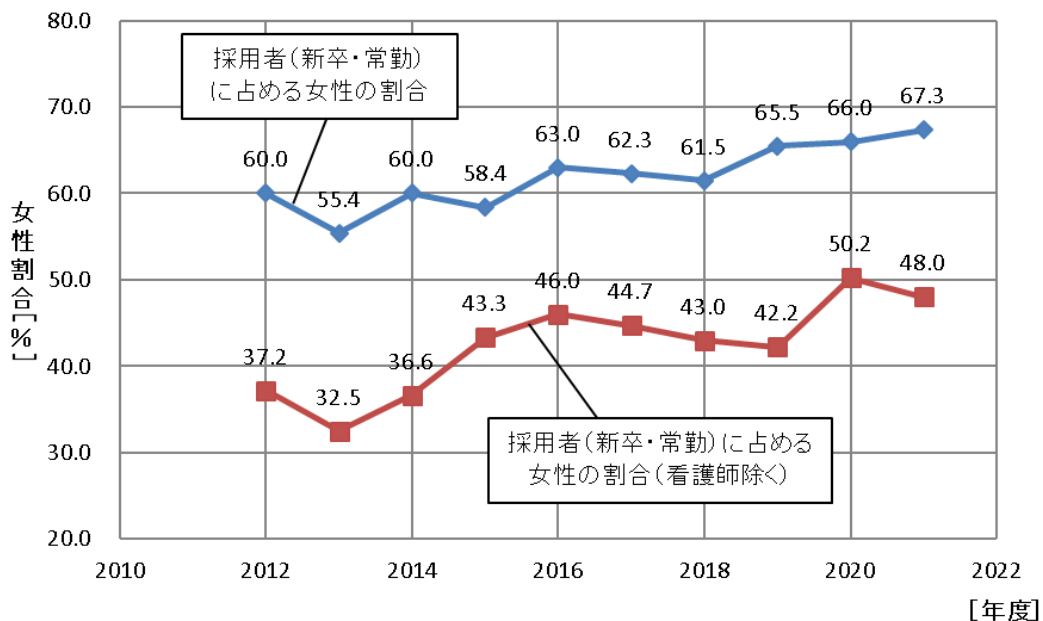
② 採用者（新卒・常勤）（図表8）

2021年度の採用者※2（新卒・常勤）に占める女性の割合は67.3%（2020年度66.0%）であり、連続して女性が6割を超えている。

また、看護師を除くと、採用者（新卒・常勤）に占める女性の割合は48.0%であり、昨年度調査よりは減少したものの、引き続き上昇傾向が見て取れる。

※2）各年度4月1日から4月30日までの間に常勤として採用された者。

図表8：採用者（新卒・常勤）に占める女性の割合の推移



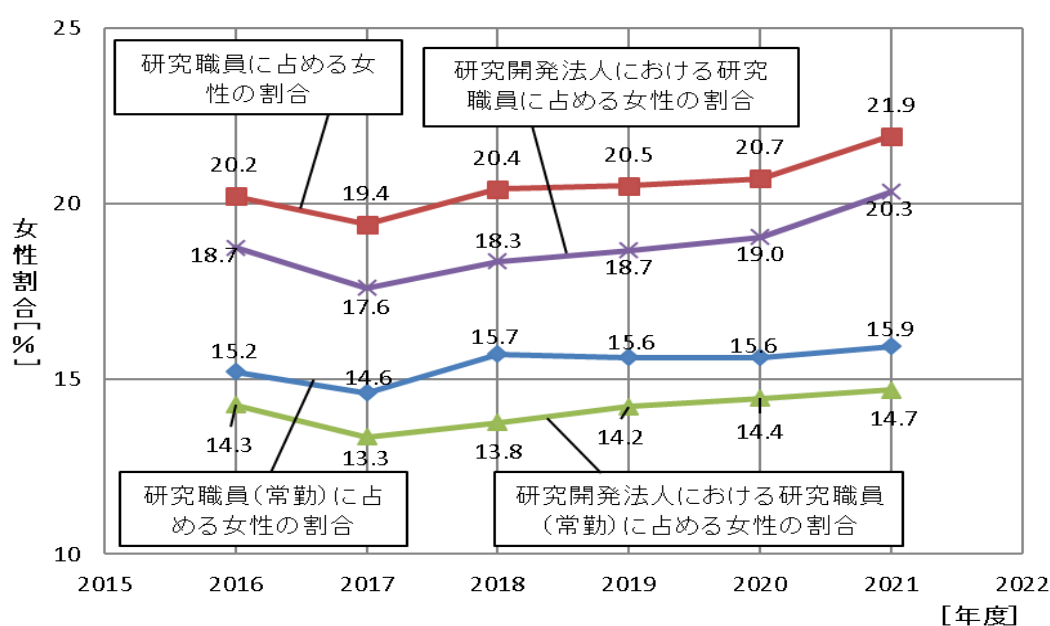
## (2) 研究職員

### ① 職員 (図表 9)

研究開発法人(36 法人)における研究職員に占める女性の割合は 20.3 % (2020 年度 19.0%) であり、常勤の研究職員に占める女性の割合は 14.7% (2020 年度 14.4%) である。

なお、独立行政法人等全体では、研究職員がいる法人は 43 法人であり、研究職員に占める女性の割合は 21.9% (2020 年度 20.7%) である。そのうち常勤の研究職員についてみると、女性の割合は 15.9% (2020 年度 15.6%) である。

図表 9：研究職員に占める女性の割合の推移

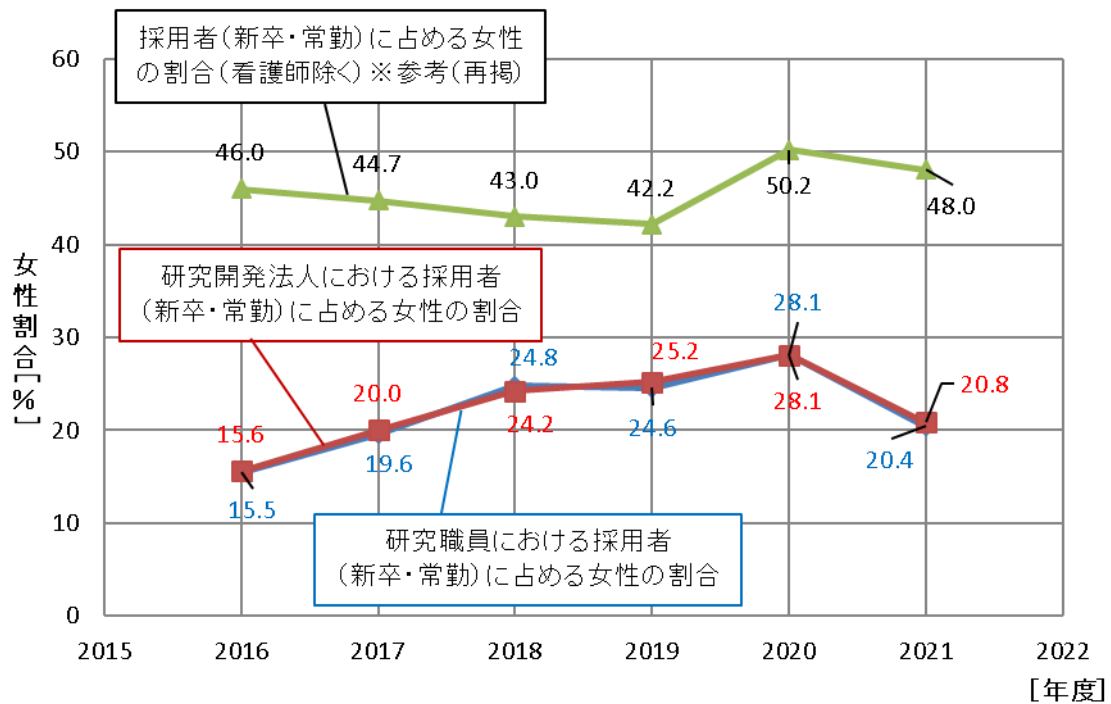


### ② 採用者 (新卒・常勤) (図表 10)

2021 年度の研究開発法人における研究職員の採用者<sup>※3</sup> (新卒・常勤) に占める女性の割合は 20.8% (2020 年度 28.1%) である。全独立行政法人等における研究職員の採用者 (新卒・常勤) に占める女性の割合は 20.4% (2020 年度 28.1%) であり、いずれも減少している。

※3) 各年度 4 月 1 日から 4 月 30 日までの間に常勤として採用された者

図表 10：研究職員の採用者（新卒・常勤）に占める女性の割合の推移



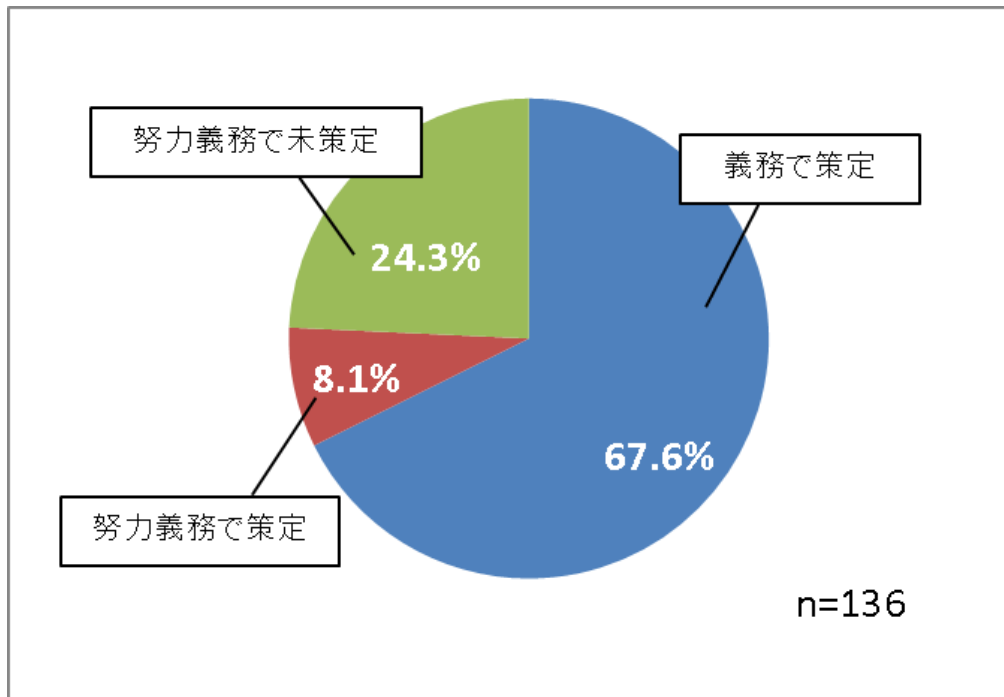
#### 4. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に関する取組状況

##### (1) 「一般事業主行動計画」策定状況（図表 11）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「女性活躍推進法」という。）に基づき、常時雇用する労働者数が 301 人以上の事業主は一般事業主行動計画の策定が義務付けられている。（現在、常時雇用する労働者数が 300 人以下の事業主は努力義務であるが、2019 年の同法の改正により、2022 年 4 月 1 日から常時雇用する労働者数が 101 人以上の事業主も策定が義務付けられることになっている。）

一般事業主行動計画策定状況は以下のとおりである。同法に基づき策定が義務付けられている 92 法人は全て一般事業主行動計画を策定している。また、策定が努力義務とされている 44 法人のうち 11 法人も一般事業主行動計画を策定している。

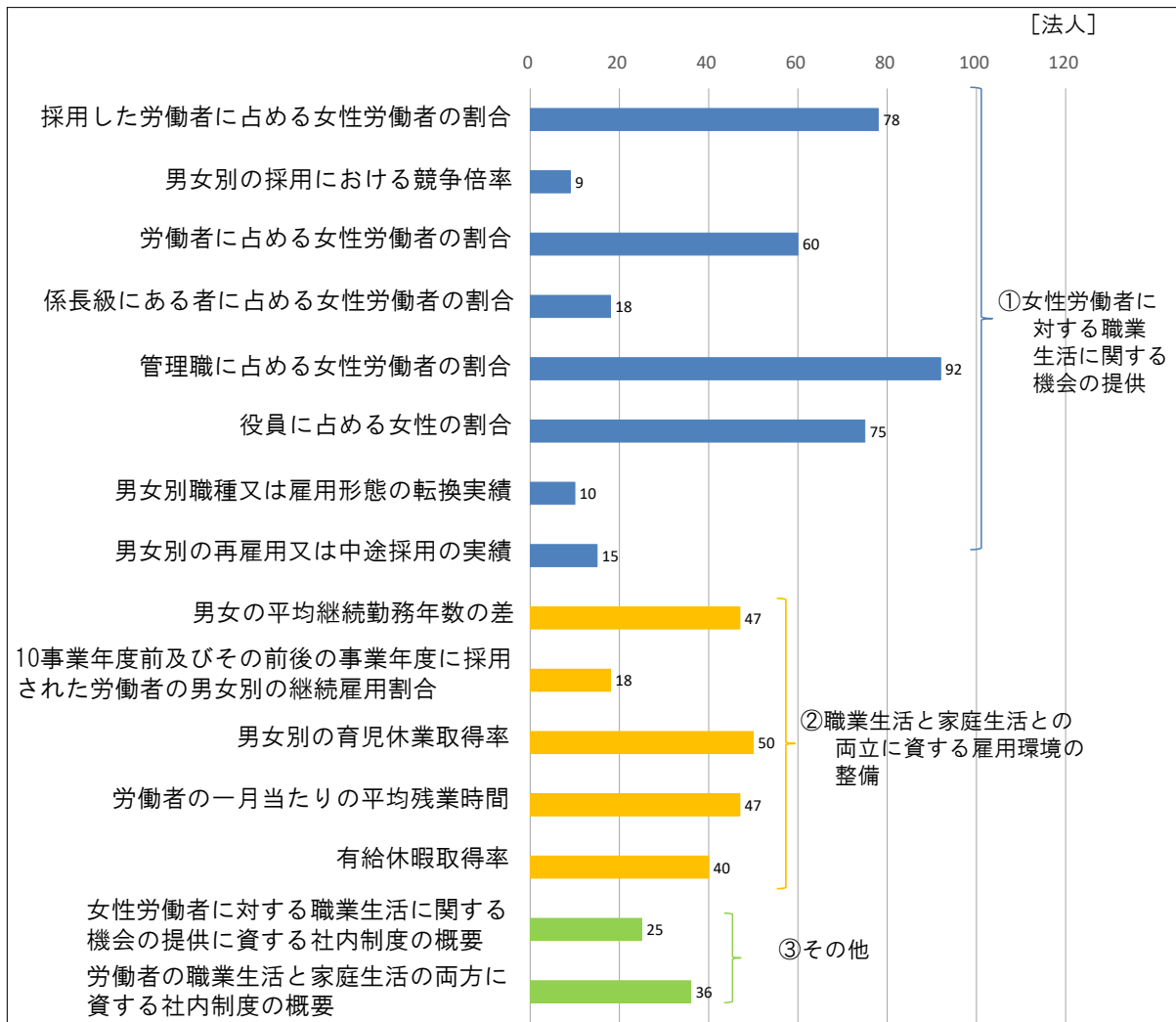
図表 11：「一般事業主行動計画」策定状況



## (2) 女性の活躍に関する情報の公表状況 (図表 12)

女性の活躍に関する情報公表状況を聞いたところ、それぞれの区分の上位3項目は(1)女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供では「管理職に占める女性労働者の割合」(92法人)、「採用した労働者に占める女性労働者の割合」(78法人)及び「役員に占める女性の割合」(75法人)、(2)職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備では「男女別の育児休業取得率」(50法人)、「男女の平均継続勤務年数の差」(47法人)及び「労働者の一月当たりの平均残業時間」(47法人)となった。

図表 12：女性の活躍に関する情報の公表状況



また、2019年の女性活躍推進法改正により、常時雇用する労働者が301人以上の事業主に係る情報公表の内容が改正され、2020年6月より、①女性労働者に対する職業生活の機会の提供に関する事項、②職業生活と家庭生活の両立に資する雇用環境の整備の各区分からそれぞれ1項目以上選択して2項目以上公表することが義務付けられた。常時雇用する労働者が301人以上の92法人のうち5法人(5.4%)は、2021年4月1日時点では同法に則した情報で公表が行われていなかったが、現時点(本報告書の公表時点)においては、いずれの法人も同法に則した情報公表が行われている。

## 5. 役員及び管理職に関する目標

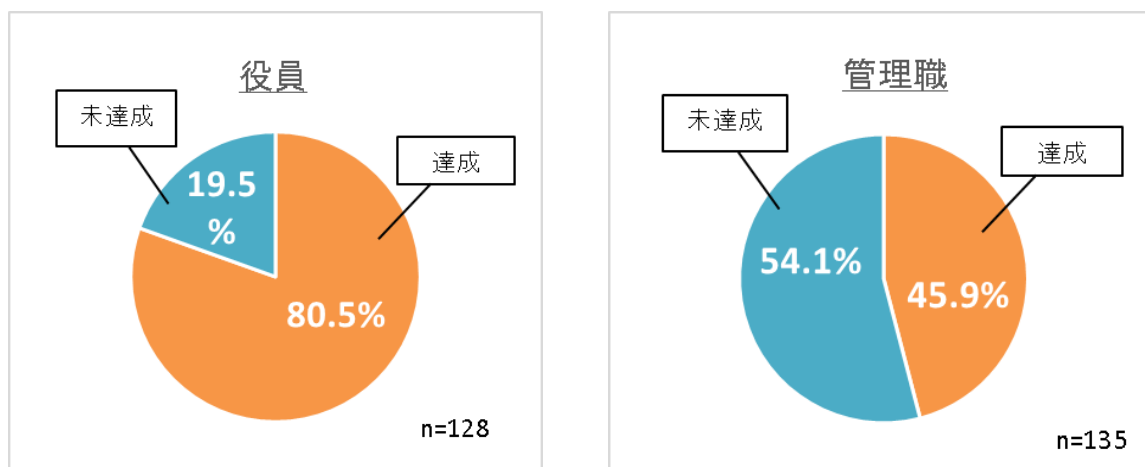
### (1) 目標達成状況(図表13)

各法人において定められた役員又は管理職に占める女性割合に係る目標に関し、2021年4月1日時点の目標(ただし、2020年4月2日以降に目標を変更した独立

行政法人等は2020年4月1日時点の目標。また、2021年3月末までに目標期限が到来し、新たな数値目標を設定していない法人は、当該期限が到来した目標。)に対する達成状況を聞いたところ、役員については128法人中103法人(80.5%)、管理職については135法人中62法人(45.9%)の法人が目標を達成していた。

なお、2021年4月1日時点で、管理職又は役員に占める女性の割合に関する数値目標を設定していなかった法人は、役員については28法人(20.6%)、管理職については12法人(8.8%)である。女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画や独立行政法人等の中期計画等において、これらの目標を定めた上で女性の登用に取組むことが期待される。

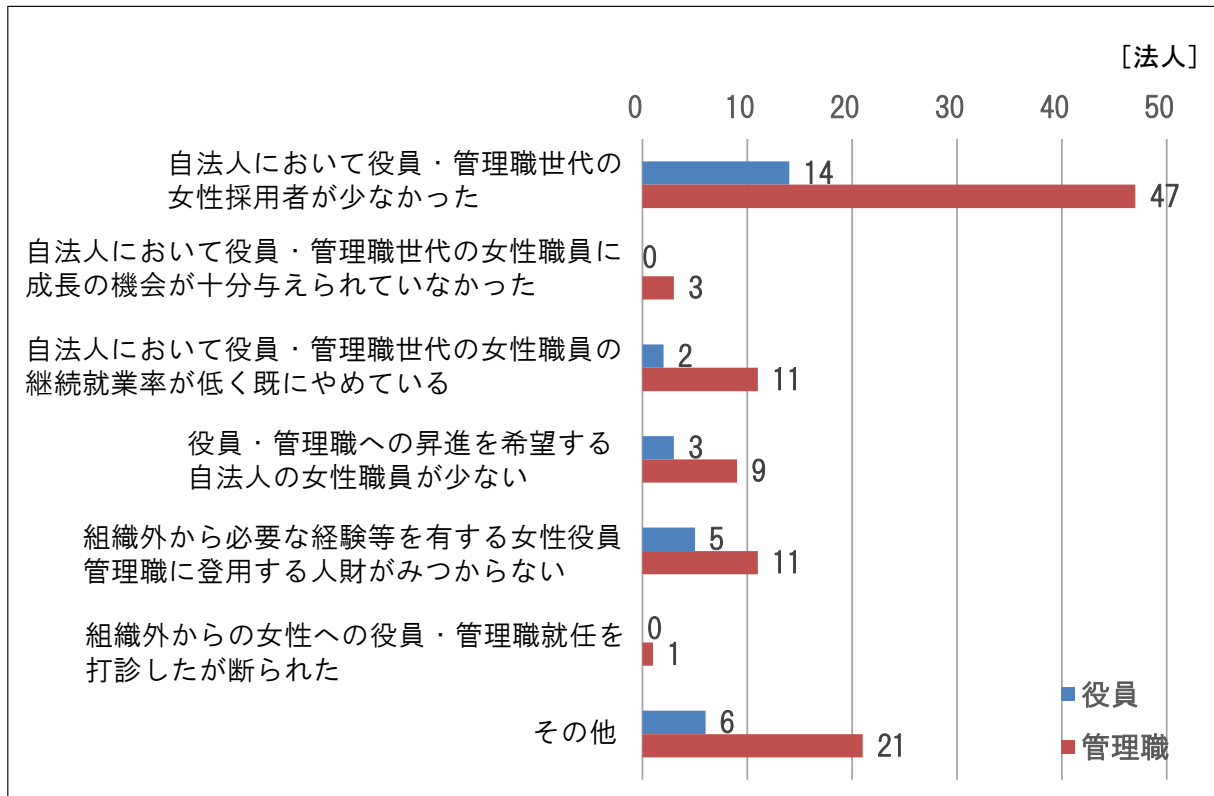
図表 13：役員又は管理職に占める女性の割合に関する目標達成状況



## (2) 未達の理由 (図表 14)

役員又は管理職に占める女性の割合に係る目標が未達だった原因を聞いたところ、自法人における現在の役員・管理職世代が採用された時期に女性の採用者が少なかったことが最も多い原因として挙げられた。「その他」としては、「役員や管理職の出向者により、組織内の女性登用比率に影響が生じる(他律的に変化する)」、「昇職意識の醸成不足、ロールモデルの提示不足」、「アンコンシャス・バイアス(がある)」などの回答があった。

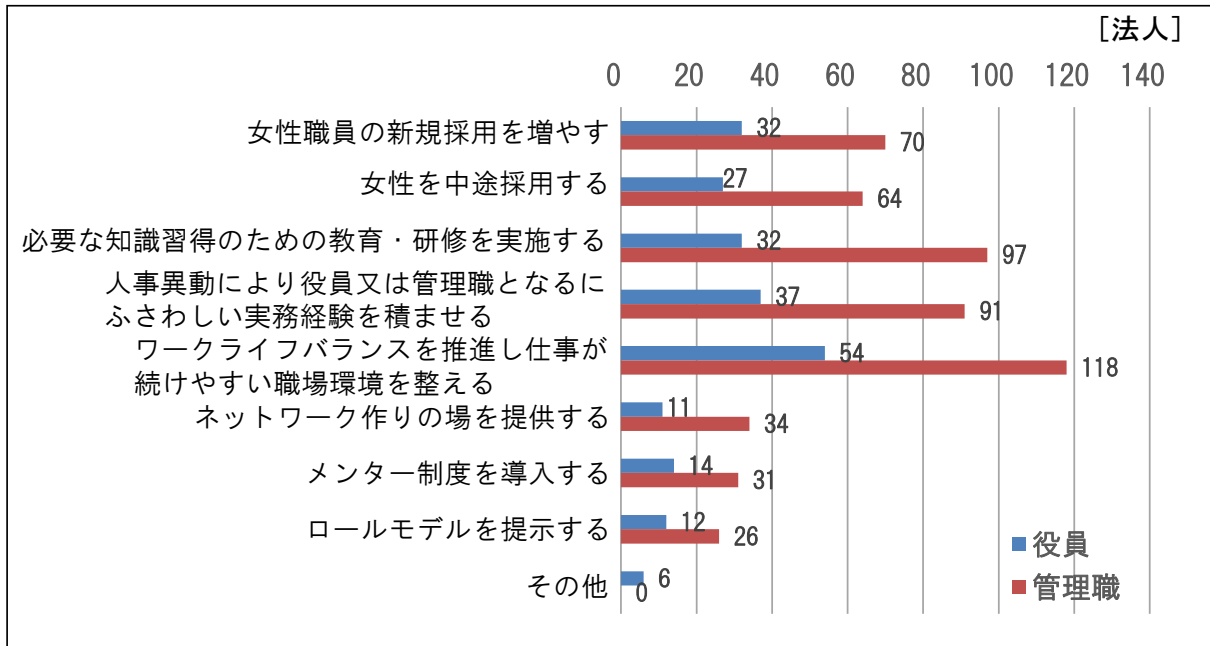
図表 14：役員又は管理職に占める女性割合に係る目標の未達の理由



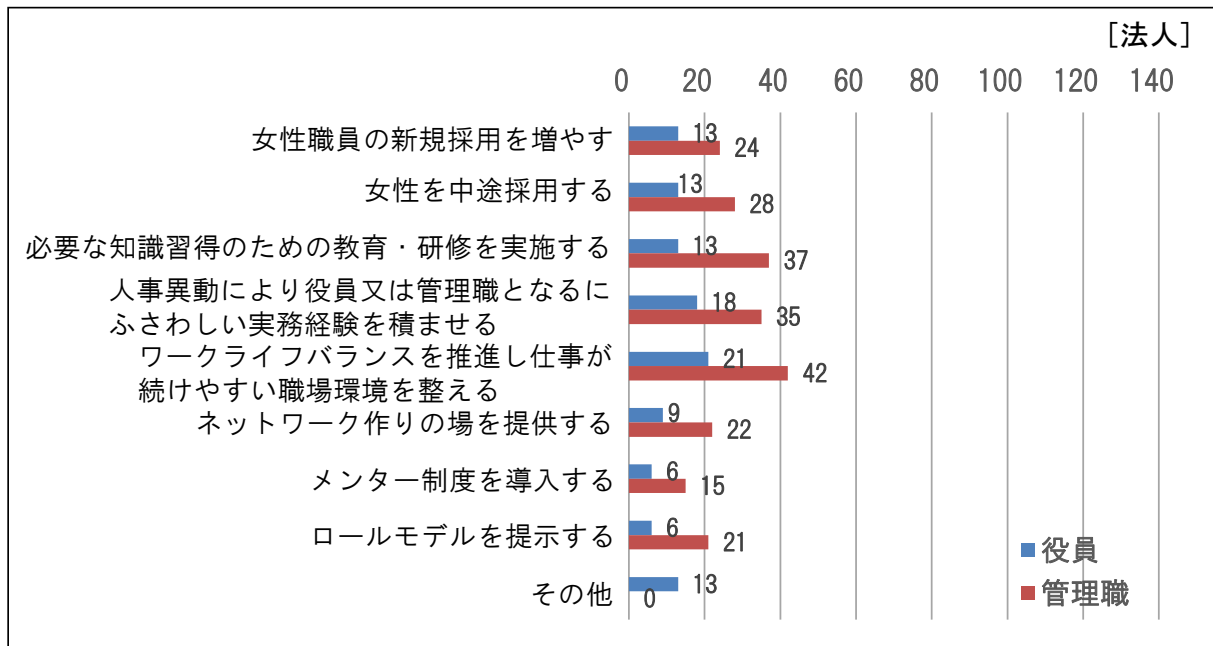
### (3) 役員又は管理職への女性の登用促進のための取組状況 (図表 15、16)

役員又は管理職への女性の登用の拡大に向け行っている取組及び今後行う予定の取組について聞いたところ、傾向は同じで「ワークライフバランスを推進し仕事が続けやすい職場環境を整える」がもっとも多く、次いで「人事異動により役員又は管理職となるにふさわしい実務経験を積ませる」、「必要な知識習得のための教育・研修を実施する」が挙げられた。「その他」の具体的な取組内容としては、「アンコンシャスバイアス研修の実施」、「性別に偏った評価をすることがないように、人事評価基準を明確にしている」、「女性研究者が研究代表者となる共同研究の提案を公募し、当該研究の研究費の支援を実施している」などが挙げられた。また、今後行う予定の取組として、「職員の大半が国からの出向者であり、国の担当者に積極的な働きかけを行い、目標達成を目指す」、「全職員向けに多様性への意識・理解を高めるための研修を実施」などの回答があった。

図表 15：女性の登用促進のために行っている取組（複数回答）



図表 16：女性の登用促進のために今後行う予定の取組（複数回答）



以 上

(資料1) 調査の対象となる独立行政法人等 (2021年4月1日現在)

※緑ハイライトは科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)に基づく研究開発法人(全36法人)

所管府省庁	法人の種類	法人名
内閣府	独立行政法人	国立公文書館
		北方領土問題対策協会
		日本医療研究開発機構
	特殊法人	沖縄振興開発金融公庫
		沖縄科学技術大学院大学学園
	認可法人	地域経済活性化支援機構
		原子力損害賠償・廃炉等支援機構
		株式会社民間資金等活用事業推進機構
	金融庁	認可法人
銀行等保有株式取得機構		
消費者庁	独立行政法人	国民生活センター
復興庁	認可法人	東日本大震災事業者再生支援機構
総務省	独立行政法人	情報通信研究機構
		統計センター
		郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構
	特殊法人	日本電信電話株式会社
		東日本電信電話株式会社
		西日本電信電話株式会社
		日本放送協会
		日本郵政株式会社
		日本郵便株式会社
	認可法人	株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構
外務省	独立行政法人	国際協力機構
		国際交流基金
財務省	独立行政法人	酒類総合研究所
		造幣局
		国立印刷局
	特殊法人	日本たばこ産業株式会社
		株式会社日本政策金融公庫
		株式会社日本政策投資銀行

所管府省庁	法人の種類	法人名
		輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
		株式会社国際協力銀行
	認可法人	日本銀行
文部科学省	独立行政法人	国立特別支援教育総合研究所
		大学入試センター
		国立青少年教育振興機構
		国立女性教育会館
		国立科学博物館
		物質・材料研究機構
		防災科学技術研究所
		量子科学技術研究開発機構
		国立美術館
		国立文化財機構
		教職員支援機構
		科学技術振興機構
		日本学術振興会
		理化学研究所
		宇宙航空研究開発機構
		日本スポーツ振興センター
		日本芸術文化振興会
		日本学生支援機構
		海洋研究開発機構
		国立高等専門学校機構
	大学改革支援・学位授与機構	
	日本原子力研究開発機構	
	特殊法人	日本私立学校振興・共済事業団
放送大学学園		

所管府省庁	法人の種類	法人名
厚生労働省	独立行政法人	勤労者退職金共済機構
		高齢・障害・求職者雇用支援機構
		福祉医療機構
		国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
		労働政策研究・研修機構
		労働者健康安全機構
		国立病院機構
		医薬品医療機器総合機構
		医薬基盤・健康・栄養研究所
		地域医療機能推進機構
		年金積立金管理運用独立行政法人
		国立がん研究センター
		国立循環器病研究センター
		国立精神・神経医療研究センター
		国立国際医療研究センター
		国立成育医療研究センター
	国立長寿医療研究センター	
	特殊法人	日本年金機構
	認可法人	日本赤十字社
		外国人技能実習機構
農林水産省	独立行政法人	農林水産消費安全技術センター
		家畜改良センター
		農業・食品産業技術総合研究機構
		国際農林水産業研究センター
		森林研究・整備機構
		水産研究・教育機構
		農畜産業振興機構
		農業者年金基金
		農林漁業信用基金
	特殊法人	日本中央競馬会
	認可法人	農水産業協同組合貯金保険機構
		株式会社農林漁業成長産業化支援機構
	経済産業省	独立行政法人
工業所有権情報・研修館		
産業技術総合研究所		
製品評価技術基盤機構		
新エネルギー・産業技術総合開発機構		

所管府省庁	法人の種類	法人名
		日本貿易振興機構
		情報処理推進機構
		石油天然ガス・金属鉱物資源機構
		中小企業基盤整備機構
	特殊法人	日本アルコール産業株式会社
		株式会社商工組合中央金庫
		日本貿易保険
	認可法人	株式会社産業革新投資機構
		海外需要開拓支援機構
		電力広域的運営推進機関
国土交通省	独立行政法人	土木研究所
		建築研究所
		海上・港湾・航空技術研究所
		海技教育機構
		航空大学校
		自動車技術総合機構
		鉄道建設・運輸施設整備支援機構
		国際観光振興機構
		水資源機構
		自動車事故対策機構
		空港周辺整備機構
		都市再生機構
		奄美群島振興開発基金
		日本高速道路保有・債務返済機構
		住宅金融支援機構
		特殊法人
	北海道旅客鉄道株式会社	
	四国旅客鉄道株式会社	
	日本貨物鉄道株式会社	
	東京地下鉄株式会社	
	成田国際空港株式会社	
	東日本高速道路株式会社	
	中日本高速道路株式会社	
	西日本高速道路株式会社	
	首都高速道路株式会社	
	阪神高速道路株式会社	
	本州四国連絡高速道路株式会社	
認可法人	株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	

所管府省庁	法人の種類	法人名
環境省	独立行政法人	国立環境研究所
		環境再生保全機構
	特殊法人	中間貯蔵・環境安全事業株式会社
防衛省	独立行政法人	駐留軍等労働者労務管理機構